

《最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定》已于2015年6月23日由最高人民法院审判委员会第1655次会议通过，现予公布，自2015年9月1日起施行。

最高人民法院
2015年8月6日

『民間貸借案件の適用法律に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定』は、2015年6月23日に最高人民法院審判委員會第1655次會議を通過した。ここにこれを公布し、2015年9月1日より施行する。

最高人民法院
2015年8月6日

法释(2015)18号

最高人民法院关于

审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定

(2015年6月23日最高人民法院审判委员会第1655次会议通过)

为正确审理民间借贷纠纷案件，根据《中华人民共和国民事诉讼法》《中华人民共和国物权法》《中华人民共和国担保法》《中华人民共和国合同法》《中华人民共和国民事诉讼法》《中华人民共和国刑事诉讼法》等相关法律之规定，结合审判实践，制定本规定。

第一条 本规定所称的民间借贷，是指自然人、法人、其他组织之间及其相互之间进行资金融通的行为。

经金融监管部门批准设立的从事贷款业务的金融机构及其分支机构，因发放贷款等相关金融业务引发的纠纷，不适用本规定。

第二条 出借人向人民法院起诉时，应当提供借据、收据、欠条等债权凭证以及其他能够证明借贷法律关系存在的证据。

当事人持有的借据、收据、欠条等债权凭证没有载明债权人，持有债权凭证的当事人提起民间借贷诉讼的，人民法院应予受理。被告对原告的债权人资格提出有事实依据的抗辩，人民法院经审理认为原告不具有债权人资格的，裁定驳回起诉。

第三条 借贷双方就合同履行地未约定或者约定不明确，事后未达成补充协议，按照合同有关条款或者交易习惯仍不能确定的，以接受货币一方所在地为合同履行地。

法释[2015]18号

『民間貸借案件の適用法律に係る

若干の問題に関する最高人民法院の規定』

(2015年6月23日最高人民法院審判委員會第1655次會議通過)

民間貸借紛争案件を正確に審理するため、『中華人民共和國民法通則』、『中華人民共和國物權法』、『中華人民共和國契約法』、『中華人民共和國民事訴訟法』、『中華人民共和國刑事訴訟法』などの関連法律の規定に基づき、審判の実践を踏まえ、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう民間貸借とは、自然人、法人、その他組織の間及び相互間で行われる資金融通行為を指す。

金融監督管理部門による設立承認を経た貸付業務に従事する金融機関及びその分支機構が貸付など関連金融業務を行ったことにより生じた紛争については、本規定を適用しない。

第2条 貸主が人民法院に訴えを提起するときは、借用証、領収書、未払証書などの債権証憑及びその他貸借法律関係を証明できる証拠を提供しなければならない。

当事者が有する借用証、領収書、未払証書などの債権証憑が債権者を明確に記載しておらず、債権証憑を有する当事者が民間貸借訴訟を提起する場合、人民法院は受理しなければならない。被告が原告の債権者資格につき事実の根拠を有する抗弁を提出し、人民法院は審理を経て原告が債権者資格を有していないと認める場合、訴えを却下する裁定を下す。

第3条 貸主、借主双方が契約の履行地について約定しておらず、または約定が不明確であり、事後においても補充協議を締結しておらず、契約の関連条項または取引慣習によってもなお確定できない場合は、通貨を受け取る一方の所在地を契約履行地とする。

第四条 保证人为借款人提供连带责任保证，出借人仅起诉借款人的，人民法院可以不追加保证人为共同被告；出借人仅起诉保证人的，人民法院可以追加借款人为共同被告。

保证人为借款人提供一般保证，出借人仅起诉保证人的，人民法院应当追加借款人为共同被告；出借人仅起诉借款人的，人民法院可以不追加保证人为共同被告。

第五条 人民法院立案后，发现民间借贷行为本身涉嫌非法集资犯罪的，应当裁定驳回起诉，并将涉嫌非法集资犯罪的线索、材料移送公安或者检察机关。

公安或者检察机关不予立案，或者立案侦查后撤销案件，或者检察机关作出不起訴決定，或者经人民法院生效判決認定不构成非法集资犯罪，当事人又以同一事实向人民法院提起诉讼的，人民法院应予受理。

第六条 人民法院立案后，发现与民间借贷纠纷案件虽有关联但不是同一事实的涉嫌非法集资等犯罪的线索、材料的，人民法院应当继续审理民间借贷纠纷案件，并将涉嫌非法集资等犯罪的线索、材料移送公安或者检察机关。

第七条 民间借贷的基本案件事实必须以刑事案件审理结果为依据，而该刑事案件尚未审結的，人民法院应当裁定中止訴訟。

第八条 借款人涉嫌犯罪或者生效判決認定其有罪，出借人起诉请求担保人承担民事责任的，人民法院应予受理。

第九条 具有下列情形之一，可以视为具备合同法第二百一十条关于自然人之间借款合同的生效要件：

(一) 以現金支付的，自借款人收到借款时；

第4条 保証人が借主のために連帯保証責任を負い、貸主が借主のみを提訴した場合、人民法院は保証人を共同被告に追加しないことができる。貸主が保証人のみを提訴した場合、人民法院は借主を共同被告に追加することができる。

保証人が借主のために一般保証責任を負い、貸主が保証人のみを提訴した場合、人民法院は借主を共同被告に追加しなければならない。貸主が借主のみを提訴した場合、人民法院は保証人を共同被告に追加しないことができる。

第5条 人民法院の立件後、民間貸借行為そのものが不法な資金募集犯罪に関わることを発見した場合、訴えを却下する裁定を下し、且つ不法な資金募集犯罪に関わる捜査の端緒、資料を公安または検察機関に移送しなければならない。

公安または検察機関が立件せず、または立件捜査後に案件を取消し、もしくは検察機関が不起訴の決定をし、または人民法院の効力を有する判決によって不法な資金募集犯罪を構成しないと認定されたとき、当事者が同一事実をもって再度人民法院に訴訟を提起した場合、人民法院は受理しなければならない。

第6条 人民法院の立件後、民間貸借紛争案件と関連があるものの、同一事実の不法な資金募集犯罪ではない端緒、資料を発見した場合、人民法院は引き続き民間貸借紛争案件を審理し、且つ不法な資金募集などの犯罪の端緒、資料を公安または検察機関に移送しなければならない。

第7条 民間貸借の案件事實は刑事案件の審理結果を根拠としなければならない、当該刑事案件が未だ結審していない場合、人民法院は訴訟中止の裁定を下さなければならない。

第8条 借主に犯罪の嫌疑があり、または効力のある判決によって有罪と認定され、貸主が担保人の民事責任負担を請求する訴えを提起した場合、人民法院は受理しなければならない。

第9条 以下のいずれかの事由があるとき、契約法第210条の自然人間の借入契約の発効要件を備えているとみなすことができる。

- (1) 現金を支払い、借主が借入金を受け取ったとき
- (2) 銀行振込、インターネットバンキングまたはオ

(二) 以银行转账、网上电子汇款或者通过网络贷款平台等形式支付的, 自资金到达借款人账户时;

(三) 以票据交付的, 自借款人依法取得票据权利时;

(四) 出借人将特定资金账户支配权授权给借款人的, 自借款人取得对该账户实际支配权时;

(五) 出借人以与借款人约定的其他方式提供借款并实际履行完成时。

第十条 除自然人之间的借款合同外, 当事人主张民间借贷合同自合同成立时生效的, 人民法院应予支持, 但当事人另有约定或者法律、行政法规另有规定的除外。

第十一条 法人之间、其他组织之间以及它们相互之间为生产、经营需要订立的民间借贷合同, 除存在合同法第五十二条、本规定第十四条规定的情形外, 当事人主张民间借贷合同有效的, 人民法院应予支持。

第十二条 法人或者其他组织在本单位内部通过借款形式向职工筹集资金, 用于本单位生产、经营, 且不存在合同法第五十二条、本规定第十四条规定的情形, 当事人主张民间借贷合同有效的, 人民法院应予支持。

第十三条 借款人或者出借人的借贷行为涉嫌犯罪, 或者已经生效的判决认定构成犯罪, 当事人提起民事诉讼的, 民间借贷合同并不当然无效。人民法院应当根据合同法第五十二条、本规定第十四条之规定, 认定民间借贷合同的效力。

担保人以借款人或者出借人的借贷行为涉嫌犯罪或者已经生效的判决认定构成犯罪为由, 主张不承担民事责任的, 人民法院应当依据民间借贷合同与担保合同的效力、当事人的过错程度, 依法确定担保人的民事责任。

第十四条 具有下列情形之一, 人民法院应当认定民间借贷合同无效:

オンライン借入プラットフォームなどの形式を通じて支払い、資金が借主の口座に到達したとき

(3) 手形を交付し、借主が法により手形の権利を取得したとき

(4) 貸主が特定資金口座の支配権を借主に授権し、借主が当該口座の実際の支配権を取得したとき

(5) 貸主が借主と約定した其他方式により借入金を提供し、且つ実際に履行が完了したとき

第 10 条 自然人間の借入契約を除き、民間貸借契約が成立時に発効したと当事者が主張した場合、人民法院は支持しなければならない。但し、当事者に別途約定があり、または法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。

第 11 条 法人間、その他組織間及び相互間において生産、経営のために締結した民間貸借契約について、契約法第 52 条、本規定第 14 条が規定する情状があるときを除き、民間貸借契約が有効であると当事者が主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第 12 条 法人またはその他組織が本事業組織内部において借入の形式で従業員から資金を募集し、本事業組織の生産、経営に用いたが、且つ契約法第 52 条、本規定第 14 条の規定する情状がなく、民間貸借契約が有効であると当事者が主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第 13 条 借主または貸主の貸借行為に犯罪の嫌疑があり、または有効な判決により犯罪を構成すると認定され、当事者が民事訴訟を提起した場合、民間貸借契約は当然に無効とはならない。人民法院は契約法第 52 条、本規定第 14 条の規定に基づき、民間貸借契約の効力を認定しなければならない。

担保人が、借主または貸主の貸借行為に犯罪の嫌疑があり、または効力を有する判決によって犯罪と認定されたことを理由に、民事責任を負わないと主張した場合、人民法院は民間貸借契約及び担保契約の効力、当事者の過失の程度に基づき、法により担保人の民事責任を確定しなければならない。

第 14 条 以下のいずれかの事由があるとき、人民法院は民間貸借契約が無効であると認定しなければならない。

(1) 金融機関の信用貸付資金を不正取得し高利で借

(一) 套取金融机构信贷资金又高利转贷给借款人，且借款人事先知道或者应当知道的；

(二) 以向其他企业借贷或者向本单位职工集资取得的资金又转贷给借款人牟利，且借款人事先知道或者应当知道的；

(三) 出借人事先知道或者应当知道借款人借款用于违法犯罪活动仍然提供借款的；

(四) 违背社会公序良俗的；

(五) 其他违反法律、行政法规效力性强制性规定的。

第十五条 原告以借据、收据、欠条等债权凭证为依据提起民间借贷诉讼，被告依据基础法律关系提出抗辩或者反诉，并提供证据证明债权纠纷非民间借贷行为引起的，人民法院应当依据查明的案件事实，按照基础法律关系审理。

当事人通过调解、和解或者清算达成的债权债务协议，不适用前款规定。

第十六条 原告仅依据借据、收据、欠条等债权凭证提起民间借贷诉讼，被告抗辩已经偿还借款，被告应当对其主张提供证据证明。被告提供相应证据证明其主张后，原告仍应就借贷关系的成立承担举证证明责任。

被告抗辩借贷行为尚未实际发生并能作出合理说明，人民法院应当结合借贷金额、款项交付、当事人的经济能力、当地或者当事人之间的交易方式、交易习惯、当事人财产变动情况以及证人证言等事实和因素，综合判断查证借贷事实是否发生。

第十七条 原告仅依据金融机构的转账凭证提起民间借贷诉讼，被告抗辩转账系偿还双方之前借款或其他债务，被告应当对其主张提供证据证明。被告提供相应证据证明其主张后，原告仍应就借贷关系的成立承担举证证明责任。

主に転貸して、且つ借主が事前に知り、または知るべきであった場合

(2) その他企業から貸借または本事業組織の従業員から募集して取得した資金を高利で借主に転貸して利益を取得し、且つ借主が事前に知り、または知るべきであった場合

(3) 借主が借入金を違法・犯罪活動に用いることを貸主が事前に知り、または知るべきであったにも関わらず借入金を提供した場合

(4) 公序良俗に違反する場合

(5) その他法律、行政法規の強行規定に違反する場合

第 15 条 原告が借用証、領収書、未払証書などの債権証憑を証拠として民間貸借訴訟を提起し、被告が基礎的法律関係に基づき抗弁又は反訴を提出して、且つ債権紛争が非民間貸借行為によって引き起こされたものであることを証明する証拠を提供した場合、人民法院は案件事実の調査究明に基づき、基礎的法律関係に基づいて審理しなければならない。

当事者が調停、和解または清算を通じ、債権債務協議を締結した場合、前項の規定は適用しない。

第 16 条 原告が借用証、領収書、未払証書などの債権証憑のみを証拠として民間貸借訴訟を提起し、被告が既に借入金を返済したことを抗弁として主張した場合、被告はその主張を証明する証拠を提供しなければならない。被告が主張を証明する相応の証拠を提供した後、原告は貸借関係の成立について挙証証明責任をなお負わなければならない。

被告の抗弁する貸借行為がなお実際に発生しておらず合理的説明ができるときは、人民法院は貸借額、借入金の交付、当事者の経済的能力、現地または当事者間の取引方法、取引慣習、当事者財産の変動状況及び証人証言などの事実及び要素を踏まえ、貸借事実の発生の有無に関する証拠を総合的に判断しなければならない。

第 17 条 原告が金融機関の銀行振込証憑のみを証拠として民間貸借訴訟を提起し、振込が双方の以前の借入金またはその他債務の償還であると被告が抗弁するときは、被告は主張を証明する証拠を提供しなければならない。被告は主張を証明する相応の証拠を提供した後、原告は貸借関係の成立についてなお挙証責任を負わなければならない。

〈※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さい。場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。〉